

平成23年 第27回

教育委員会臨時会会議録

平成23年11月22日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2338号

平成23年第27回臨時会

日 時 平成23年11月22日(火) 午後3時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	山本 隆司
	学校施設計画担当課長	大久保 光正
	学務課長	佐藤 雅志
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	国体推進担当課長 (生涯学習推進課長兼務)	大竹 悦子
	図書・文化財課長	沼倉 賢司
	指導室長	平田 英司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正彦
	庶務課庶務係	遠藤 由香里

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第75号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第76号 港区立赤羽小学校改築用地の取得について
- 3 議案第77号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 教育長報告事項

- 1 港区教育振興プラン(案)について
- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 港区スポーツセンターの耐震補強等工事について

「開 会」

○半田委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成23年第27回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程に入る前に、謹んで申し上げます。

来週、11月29日は、南條弘至前委員長のご命日に当たります。南條弘至前委員長のご冥福をお祈りいたしまして黙禱をささげたいと思いますので、皆様、ご起立をお願いいたします。

それでは、黙禱。

(黙禱)

○半田委員長 黙禱を終わります。

それでは、日程に入ります。

(午後3時01分)

「会議録署名委員」

○半田委員長 本日の署名委員は澤委員をお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第75号 港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について

○半田委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第75号、「港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 議案第75号、港区立学校屋内プールの使用に関する規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

教育委員会議案資料ナンバー1の3枚目をご覧ください。

本案は、平日の利用者数の少ない港陽中学校屋内プールについて、開放日を見直し、現在休場日となっている月曜、火曜、水曜日に加え、木曜日及び金曜日を休場日とするために提出をするものでございます。

港陽中学校屋内プールは、平成20年5月に区民開放を開始して以来、利用者数が低迷しております。平成20年度の利用者数が年間で1,690人、平成21年度は2,517人、平成22年度が2,665人と、平成21年度の他のプールの利用実績1万1,000人と比べますと大変少ない状況でございます。特に平日の平均利用者数は、平成22年度で、木曜日が平均で4人、金曜日が7人という数字で、場合によっては利用者がゼロという日もございました。この間、区では、利用者数の拡大を目標に、「広報みなと」や教育委員会広報誌「ひろば」、それから、各戸配布になってございます芝浦港南地域情報誌「べいあっぷ」、そういったものに紹介記事を載せまして周知に努めてまいりましたが、利用者の増大という大きな効果にはつながっておりませんでした。

一方、区が実施しております新規事業で、3年目を迎えた事業についての事務事業評価において、

港陽中学校屋内プールについては、大変不本意でありますけれども、「見直しを行うべき」との総合評価を受けております。こうしたことから、今回、開放日の見直しを行うものでございます。

資料をもう1枚おあげいただいて、最初のページをご覧ください。現在、学校屋内プールにつきましては、小学校屋内プールと中学校屋内プールで、若干ではありますが、開放日、開放時間を異にした運営を行っております。小学校の屋内プール、他学校屋内プールの下の欄をご覧くださいますと、「港南・本村・赤坂小学校屋内プール」とございますけれども、現状では、月曜日は小・中すべての学校プールが休場日になっておりまして、小学校屋内プールでは、それに加えて、火・水が休場日で、開放日は木・金・土・日という形になってございます。小学校は、学校が早く終わるといふこともございますので、平日の夜間の開館時間は午後5時から8時までという形になってございます。また、中学校の開放日につきましては、御成門中学校は火・水を開放しておりますが、高松・高陵中学校は、小学校と同様に木・金・土・日となっております、平日の開放時間は、中学校でございますので1時間半遅い時間から開放し、午後6時半から8時半というような開放の時間をとらせていただいております。改正後につきましては、開放プールの中で港陽中学校屋内プールだけが土曜・日曜のみの開放という形になります。

資料の2枚目、新旧対照表をご覧ください。2枚目の裏面でございます。規則第4条で休場日について規定をしております。休場日は、1、「月曜日、火曜日及び水曜日（港区立御成門中学校については、月曜日）」という規定を「（港区立御成門中学校については月曜日、港区立港陽中学校については月曜日から金曜日まで）」という規定に改めるものでございます。

施行日でございますが、施行日は平成24年1月5日としてございます。

休場日の変更につきましては、実は今年度の早い時期、10月からの実施を考えてございまして、今年の3月に住民説明会を実施しております。3月2日と3月5日に住民説明会を実施しまして、今年度10月からこういった休場日の扱いにしようということで説明会を開いておりましたが、3月11日に大震災がございまして、その後、しばらく学校プールを休場としておりました。そして、この10月からやっと通常どおりの開放ということで、全ての学校が開きましたので、このため、再度住民説明会を開催するなど周知の期間をとる必要がございましたので、施行日を1月5日とさせていただきます。説明は以上でございます。港区立学校屋内プールの使用に関する規則の改正につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 港陽中の場合、利用者が少ないのは、地域住民自体が少ないということからですか。

○生涯学習推進課長 決定的な理由はやはりそこかなと思います。お住まいの方が5,000人ぐらいです。他の地域に比べますと大変少ないということで、利用されている方が少ないという点。それから、お住まいの方は日中働いていらっしゃる方が多いので、平日の夜間の利用が見込めないということだと思います。住民説明会でも、「夜間開いている時間はまだ会社にいますよ」ということですので、「その時間に利用するのはなかなか難しい」というようなご意見もございました。

○**綱川委員** 住民説明会をなさったということですがけれども、どのぐらいの参加があつてどんな意見がありましたか。

○**生涯学習推進課長** 3月に実施したときはかなり多くの方がお見えになりましたが、今回、10月30日と31日に実施をしております。大変少のうございました。30日は3名、31日はお1人でした。前回3月に説明をしたときにいろいろ質疑をさせていただきましたが、そのときにお出になっていた方と、あと新規でお1人お見えになっていたというような状況でございます。

ご意見は、プールの存在を知らない住民が多いのではないかとご意見でございます。ただ、利用されている方が説明会にお見えになっていますので、「自分たちは土・日開いていればそれで何とか助かる」というようなご意見でございました。

○**澤委員** 平日休みで開放は土・日だけということになるわけですがけれども、今の課長の説明だと特に差しさわりのないのかなと思います。区民の皆さんの、スポーツが気軽に手近なところでやれるという視点からすると、残念ながら若干後戻りみたいな結果ですがけれども、経費の問題もあるのでやむを得ないかなと。

もう一つ、条例の内容の確認ですが、休場日は「月曜日、火曜日及び水曜日（港区立御成門中については月曜日）」というのは原則として月曜日、火曜日、水曜日が休場日で、ただし、港区立御成門中については月曜日のみ休場日、港区立港陽中学校については月曜日から金曜日が休場日、ということですね。

○**生涯学習推進課長** はい。そのとおりでございます。

○**半田委員長** 1つご質問したいのですが、時間帯で10時から正午まで、そして午後1時から3時まで、午後3時半から5時半までと、途中で休憩時間が入るのですが、それは、利用者がたくさんいっちゃうときは交通整理のためにいったん水から上がってくださいというのは分かるのですが、おっしゃったように、1人とか3人とか9人とか少人数の場合でもインターバルをあけるというのは何か意味があるのでしょうか。

○**生涯学習推進課長** 2時間の開放時間の後、いったん全ての方に出させていただいて、例えば更衣室だとか、ぬれているところをきれいにしたり、そういった時間に充てています。

○**半田委員長** 5時に行こうと思つても、あと30分しかないというと、ちょっとずらして6時から行こうとか、そういうふうに皆さん工夫されているということですね。

それでは、採決に入ります。

議案第75号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**半田委員長** それでは、議案第75号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第76号 港区立赤羽小学校改築用地の取得について

○**半田委員長** 次に、議案第76号、「港区立赤羽小学校改築用地の取得について」。学校施設計画担当課長、説明をお願いいたします。

○学校施設計画担当課長 ただいま上程されました議案第76号、港区立赤羽小学校改築用地の取得についてのご説明をいたします。

お手元の教育委員会議案資料ナンバー2をご覧ください。

1枚目につきましては、この件に関しまして教育長から区長あての送付文となっております。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づきまして、教育財産の取得を区長に依頼するものでございます。この第2項では、教育財産の管理等について定めております。「地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする」という規定が法律にございます。この規定に基づきまして、区長部局に依頼をするものでございます。

用地を取得する場所の所在地は港区三田一丁目4番60号、株式会社かんぼ生命東京サービスセンター敷地の一部となっております。地番が三田一丁目102-1の一部となっております。面積が約460平方メートルでございます。

具体的には、2枚目の資料をご覧くださいと存じます。現在の赤羽小学校の案内図となっております。赤羽小学校の周囲ですけれども、北側隣地境界は少しがけになっておりまして、下がったところに国際医療福祉大学三田病院の新病院が現在建設中となっております。東側が都立三田高校、西側が株式会社かんぼ生命保険の東京サービスセンター、南側は区道となっております。赤羽小学校の敷地はピンク色の線でお示ししておりますけれども、いわゆる路地状敷地となっております。東側の都立三田高校と西側の株式会社かんぼ生命保険に挟まれている通路部分を通りまして学校に入るという状況になっております。

次に、3枚目の資料をご覧ください。今回、区長部局に用地取得を依頼する部分を赤の斜線でお示しております。こちらにつきましては、株式会社かんぼ生命保険の用地となっておりますけれども、赤羽小学校の通路に沿った部分、それから、グラウンドの南側の部分をあわせた形となっております。

資料にはございませんが、簡単にこれまでの経緯をご説明いたしますと、赤羽小学校の敷地につきましては、路地状敷地となっております、このままの敷地ですと、道路に接する幅が足りないために東京都の建築安全条例に抵触しますので、改築ができない状況にあります。これを解消するために、平成19年ごろから、隣接する都立三田高校、株式会社かんぼ生命保険、それからグループ会社である日本郵政株式会社に対しまして、道路に接する幅を満たすだけの用地をお譲りいただきたいという旨の協議を申し入れてまいりました。都立三田高校につきましては、高校自体も手狭になっておりまして、余裕用地がないということで協議を中断しております。日本郵政につきましては、郵政民営化ですとか、そういった事情がありまして協議が進まない状況が長く続きましたけれども、粘り強く話し合いを続けた結果、今回お示しいたしました部分につきまして売却する方向で検討を進めたい旨の回答がございました。区長部局の用地活用担当等と調整いたしまして、具体的に用地取得をするための交渉に入るということで、このたび用地取得の依頼をすることになったということでございます。

用地取得を依頼する理由です。経過の説明と重なる部分もありますけれども、簡単にご説明いた

します。

現在の校舎、園舎は昭和49年に建築されておりますけれども、児童数の増加、それから老朽化といった理由がございまして、改築が急務となっております。平成18年に赤羽小学校・幼稚園施設整備基本構想、平成19年に同基本計画を定めましたが、東京都建築安全条例第10条の規定を満たしていない、それから、教育環境充実の観点からも、隣接地の用地取得が必要であるということがございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 路地状敷地というのはどのような敷地のことを言うのですか。

○学校施設計画担当課長 資料の3枚目をご覧いただければと存じます。いわゆる道路に接する部分が狭くて奥の方が広い敷地を一般的に路地状敷地と呼んでいます。

○小島委員 分かりました。

○綱川委員 2点ほど。幅員がどのくらいになるかという点と、あと、今取得しようとしているところには、既存のかんぼ生命保険さんの建物の附属設備として、油槽と発電設備とありますが、教育施設として適切な処理ができるのかということ。この2点です。

○学校施設計画担当課長 まず1点目の幅員につきましては、10メートルになる予定です。それから、2点目のかんぼ生命の設備ということがございます。こちらにつきましてはまだ具体的に協議が進んでおりませんが、解体をどちらでするかを含めまして今後の協議となるかと思えます。

○綱川委員 お願いします。

○半田委員長 他にございますでしょうか。

○澤委員 説明にありますように、昭和49年に建てられたということで、改築が関係者からも強く要望されていたわけですが、これで障害が取り除かれるということですのでごく良かったと思います。確認ですが、通常、容積率とかそういうのは、面している道路の幅員によって制約される。この場合には、路地の道路の幅員で決まるのですか。

○学校施設計画担当課長 基本的には、道路の幅員で制約を受けるという規定はございます。それから、東京都の安全条例の中に同様の少し厳し目の規定がございますので、そちらも含めて検討するというところがございます。

○澤委員 ただ、そういうことも含めて、10メートルあれば十分改築はできるということなのか。

○学校施設計画担当課長 こちらにつきましては最低限の基準となっております。こちらで一つのハードルが外れたということでお考えいただければと存じます。

○澤委員 この460平方メートルを取得するのに、概算でどのくらいかかるのでしょうか。

○学校施設計画担当課長 今後、区の財産価格審議会ですとか、かんぼ生命側にもそういった組織立った計算をする部門もあるということがございますので、そちらを含めまして協議を進めていく

ということでございます。

○澤委員 分かりました。ありがとうございました。

○綱川委員 そうです。あと、もう1点なのですけれども、図で「東京サービスセンター」と書いてあるところがありますね。赤羽小学校と隣接しておりますし、重ねてここも取得できるといいのではないかなと思います。意見ですけれども、交渉の過程でよろしくをお願いします。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第76号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第76号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 港区教育振興プラン（案）について

○半田委員長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「港区教育振興プラン（案）について」。教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。港区教育振興プラン（案）についてでございます。

「目的」のところですが、港区基本計画・実施計画計上事業を基本としまして、教育委員会の教育目標・教育方針に基づき体系的にまとめることにより、区民に分かりやすく説明することを目的としております。

2 「計画年度」でございます。平成24年度から平成26年度の3年間といたします。

3 「計画改定の考え方」のところですが、現在、港区基本計画（後期3年）の見直しを進めているところでございます。教育振興プランにつきましても、見直しの基本的な考え方、また方向性につきまして基本計画の後期に準じた見直しを行ってまいります。

基本計画の見直しの方角としまして、「防災機能の充実・強化と災害対応能力の向上」「災害時における自治体間連携の強化・推進」「省エネルギー施策の推進、自然エネルギー普及促進」「すべての区民が安全に安心して生活できる施策の充実」を挙げているものでございます。

裏面をご覧いただきたいと思います。「改定した主な事業と概要」のところですが、これは後程本文の中でご説明させていただきます。

5 「今後の予定」のところですが、今回、このご報告の後に各教育委員の皆様のご意見をいただいた上で、12月の教育委員会定例会で素案をご審議いただく予定となっております。その後、庁議、区民文教常任委員会、区民意見募集を経て、平成24年2月の教育委員会で案をご審議いただくという方向で考えてございます。

それでは、本文の方をご覧いただきたいと思います。9ページをご覧いただきたいと思います。プランの施策の柱立てとしまして16本用意してございます。現行と同様です。現行のプランです

と3ページに分かれていたものを1ページにまとめてあります。すべてのプランの施策の柱を1ページで見ることができるようになっています。

次の10ページをご覧いただきたいと思います。そのプランの柱の下に計上事業という形で示しているものがございます。

それでは、17ページをご覧いただきたいと思います。「プランの内容」の学校教育の部分ですけれども、「国の最近の動向」と、次の18ページの「東京都の最近の動向」というところで当然ながら文言を変更してございます。18ページのところでは、「東京都の最近の動向」に『小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実』『小1問題・中1ギャップの予防・解決のための教員加配』『東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣調査の実施』『教職員へのメンタルヘルス対策としてのストレス検査の実施』等の具体的な手だてが講じられています」という表現をつけ加えさせていただいております。

次の19ページですけれども、「就学年齢人口の推移と今後の見通し」のところです。区の方で出しております「港区人口推計結果（平成23年3月）」のデータをもとに記載してございます。

それと、ちょっとページが飛びますが、23ページ、「保護者アンケート調査結果」の項目のところです。平成23年5月から6月にかけて、「魅力ある都立学校づくりのためのアンケート調査」を実施いたしました。その結果について掲載してございます。

25ページですけれども、人口の推移、人口増と保護者アンケート結果を踏まえまして「今後の方向」ということで記載してございます。2段落目のところですが、また以下の部分について追加してございます。「保護者アンケート調査結果では、国際化社会に対応した英語教育やコミュニケーション能力の育成や、個々の児童・生徒に応じた指導の充実が、小学校・中学校ともに最も求められています。研修を充実させて、教員全体の資質・能力の向上を図ることも引き続き期待されており、魅力ある学校づくりに向けて学校をバックアップしていく施策を展開していきます」とつけ加えてございます。

申し訳ございませんが、またちょっとページが飛びまして、37ページをご覧いただきたいと思います。「学校の総合的な教育力を高めます」という大項目の中の6「小中一貫教育の推進」のところです。「これまでの小中一貫教育校の検証を踏まえ、義務教育9年間の教育課程を見通した柔軟で効果的な教育を行うことをめざし、区全体で一貫教育を推進します。隣接している全ての小・中学校については、平成27年を目途に施設隣接型の小中一貫教育校の設置を検討します。一貫教育の推進により、小中の接続の段差を緩和し、子どもたちや保護者の進学に対する不安の解消やスムーズな学習内容の移行をめざします」ということで記載してございます。

事業計画のところ、ボックスになっている囲みの部分は空白となっておりますが、スケジュールや金額を表記した上で提出させていただきます。

続きまして、43ページをご覧ください。「子どもたちを守る環境を充実します」という項目のうち、3「子どもたちの安全の確保」の部分です。現行のプランでは防犯面が強調された記述となっておりますが、今回このような形で追加してございます。「全小学校への民間警備員の配置や児童

への防犯ブザーの配布、幼稚園、小・中学校への折りたたみ式ヘルメットの配備や緊急時における学校からの保護者へのメール配信等、不審者対策の継続実施に加え、災害時の対策を強化する中で、学校やPTA等と連携して子どもの安全確保を図ります」としてございます。

それと、51ページをご覧いただきたいと思います。「地域と連携し区民のニーズを反映した施策を充実します」というところでございます。51ページの一番下のところ、13「(仮称)学校支援地域本部の設置」ということで新たに追加してございます。「区立小・中学校でより多くの地域の人々が学校教育に関わることにより、港区ならではの教育カリキュラムの質の向上を図るとともに、教員一人ひとりが教育活動により専念できる環境を整備するため、区立小・中学校に学校を支援する地域組織を平成26年度に設置します」というふうに記述してございます。

続きまして、「生涯学習」の部分でございます。55ページをご覧いただきたいと思います。同様に、「国の最近の動向」、また「東京都の最近の動向」というところで表現等を変更してございます。

61ページをご覧いただきたいと思います。図書館のところ、12の「団体貸出しの充実」のところでは、「区内の児童関連施設や学校図書館に団体貸出制度のPRを拡大し、団体貸出制度の充実を図ります。また、学校等への定期的な協力車運行の仕組みの創設を検討し、制度利用の促進を図ります」というふうに記載してございます。

同じページ、15の「図書館の整備」のところ、麻布図書館のところですが、それでも、「老朽化した図書館を改築し、子育て支援施設を併設して平成26年6月を目途に開館の予定です」という形で追加してございます。

64ページをご覧いただきたいと思います。「子どもたちや若い世代の学ぶ力を応援します」というところです。このうちの3「幼児の生活習慣習得への支援」も新規で追加している項目でございます。「集団生活の中で社会性、自主性を養うとともに、様々な運動のプログラムを学び、子どもたちの持つ潜在能力や機能を引き出すプログラムを提供する『(仮称)幼児生活習慣習得事業』を実施します」としてございます。

次の次、66ページ、「区民のスポーツ活動を支援します」というところをご覧いただきたいと思います。このページ、1から4まで全て新規で追加という形になってございます。それと、67ページの8「スポーツ参加への環境づくり」、9「各種スポーツ大会への参加機会の拡大」というところは表現を変更してございます。10「スポーツ・レクリエーション情報の提供」につきましては追加としてございます。

最後のページ、68ページの一番上の12「民間団体との連携の推進」というところですが、それでも、「区民のスポーツへの取り組み意欲を喚起できるよう、魅力ある民間団体と連携していきます。スポーツ振興において連携協力の基本協定を締結した『(財)日本ラグビーフットボール協会』と連携した事業の充実に努めます」という形で追加して記載してございます。

主な変更点につきまして、説明させていただきました。ご意見等ございましたら、ぜひお伺いできればというふうに考えてございます。私からの説明は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○**綱川委員** 37ページの6「小中一貫教育の推進」に「隣接している全ての小・中学校については、平成27年度を目途に施設隣接型の小中一貫教育校の設置を検討します」とありますが、この「隣接している全ての小・中学校」というのは、どういったことを想定しているのですか。

○**教育政策担当課長** 実際に位置として隣接しているというふうに想定してございます。具体的に言いますと、御成門小学校・中学校とか、赤坂小学校・中学校、または港南小学校・中学校、隣接で非常に近い位置に校舎があるというものについて小中一貫教育校の措置を検討すると考えてございます。

○**澤委員** 12月の教育委員会定例会で素案を審議するということがあったので、意見があればそれまでにいせればよいということでしょうか。

○**教育政策担当課長** おっしゃるとおりでございます。

○**澤委員** 各自の意見が反映した改定案をこの席上で審議するということですね。

○**教育政策担当課長** あわせて、例えば校園長会であるとか、幼稚園、小学校、中学校のPTA連合会の方々からもご意見を伺いながら、次回の教育委員会の審議の中で素案として決定していただきたいと考えてございます。

○**澤委員** なるほど。その後、区民文教常任委員会とか、区民の皆さんの意見もお聞きする期間もあって、2月の教育委員会で最終決定ということなのですね。

○**教育政策担当課長** はい。

○**澤委員** 分かりました。これは、基本的には、教育委員会の事業全体を見通しての展望が良く分かる。趣旨として、区民の皆様に分かりやすくというか、ご理解していただけるような内容にしたということですね。細かな話になるのですが、5ページ目の「健全な心と体を育成する教育の推進」の6番目の最後に「登下校時を含めた子どもたちの安全確保と事故防止の徹底を図ります」とあります。これは、教育委員会としてはある意味ではごもっともなのかもしれませんが、学校選択希望制や何かで遠くから来るケースもありますよね。そうすると、登下校時は出来るだけのことはすべきだろうとは思いますが、こう書いてしまうと、登下校時も保証しなければいけないのかということになりませんか。

○**庶務課長** 関連してよろしいですか。プランのこの部分は、現在の教育委員会の教育目標及び基本方針です。教育目標及び基本方針については、現在事務局で見直しを進めております。事務局としては、案がまとまりましたら、改めて教育委員会にお諮りして、新しい教育目標及び教育方針として決定していただきたいと考えてございます。なお、ご指摘の部分は、現在でもPTAを含め地域の皆さんや警察等と学校が協力して通学路点検等をしてございます。そういった活動を含めての安全確保という趣旨とご理解いただければと思います。

○**澤委員** もちろんこういうことができればすばらしいとは思いますが、現実問題としてどこまでできるのか、よく考えてみると難しいのではないかと気がなりました。

○**半田委員長** 他によろしいでしょうか。

○**小島委員** 今までも教育振興プランで実施してきた事業で、第三者評価を受けてきたものがあり

ますね。第三者評価を受けたことにより、今回の新しい施策に反映されたものとして、どんなものがあるのでしょうか。

○教育政策担当課長 今、第三者評価の資料が手元になくて申し訳ございません。

○小島委員 分かった時点で結構ですから、毎年これを行っているので、第三者評価がどう反映、評価されているか、大事なことなので教えてもらいたと思います。

○綱川委員 最初の「改定した主な事業と概要」のところの新規事業ですが、「学校支援地域本部の設置」は、たしか今期、社会教育委員の会議に諮問をしているものだと思うのですが、それとの関連性がここにありませんね。関連性はあまりないかもしれないのですが、まだ答申が出ていませんから、それがここに入ってくると、「答申は何のためなのか」ということが出てこないかなという心配があります。

あと、「幼児の生活習慣習得への支援」、64ページの3ですが、社会教育委員の会議の答申では、家庭教育の重要性についても含めて書いていたので、これだと子どもたちに何か与えるプログラムみたいに見えてしまいますが、その辺は具体的にもうちょっと書かれていた方がいいと思います。以上です。

○教育政策担当課長 64ページの記載はまた検討させていただきます。

○生涯学習推進課長 まず、幼児の方ですね。64ページの「幼児の生活習慣習得への支援」という点ですが、綱川委員のおっしゃるとおり、前期の社会教育委員の答申を一部受けた内容になっております。また、それに加えて、家庭で保育をしているご家庭、お子さんを保育園や幼稚園に入れないで保育をしているご家庭もいらっしゃいます。ですので、そういった方々に集団での活動の可能性ということで、そういった時間と場所を提供して、集団生活の中で子どもたちの育ちを支援するというような事業とともに、ご家庭への支援をするといった内容で、具体的な内容、中身につきましてはこれからなのですが、そういったことを想定しております。ですので、前期の社会教育委員の会の答申を十分受けた内容ではございますが、プラスアルファの部分もございます。

それからもう一つが、「学校支援地域本部の設置」ですが、現在の社会教育委員の会議で、設置に向けた検討ということで、どういう姿がいいのかということで検討していただいております。24年10月ぐらいを目途に答申をするということで、今、鋭意努力をさせていただいております。その内容をもって設置に向けて検討するというので、計画上に設置の方向性がないと方向性がなかなか見えませんので、こういった形で整理をさせていただきました。

○綱川委員 社会教育委員の会議の中で、「共稼ぎとかそういう人たちには結構支援があるのだけれども、子どものために苦勞して家で育てている人たちに対しての支援があまりにも少ない」というお話が出ていたと思います。ぜひそういうところも充実してあげようようにお願いしたいと思います。以上です。

○澤委員 19ページの「就学年齢人口の推移と今後の見通し」の下の段のグラフ、6歳から11歳が、今年度は8,000ちょっとが、平成30年度には1万1,000という、プラス3,000近く増えるということです。これは教育委員会としてはなかなか大変なことで、今、着々と、港

南とか芝浦など学校施設を整備しています。小島委員や私などの就任当時と比べると、子どもたちが増えていて、教育委員会の環境としてはありがたい、どちらかという前向きの事業といえますか、そういったことに視点、重点が移せていいのですけれども、こんなに増えるというのはやはり大変な数値ですね。日本の人口はむしろ減っているという中で、港区の子どもたちというか、港区の人口自体が増えていて、国全体の動向とは港区はちょっと違ったような傾向があるということですね。

○小島委員 それとの関連で、21ページ、22ページの区立小、中学校の就学率を見ていると、あまり増えていないような気がします。この就学率をどう受けとめるか。そこら辺も今後の課題ですね。

○半田委員長 それでは、何かご意見がございましたら、12月2日までに教育政策担当課長までということでどうぞよろしくをお願いします。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

2 学校選択希望制集計結果について

○半田委員長 次に、「学校選択希望制集計結果について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、学校選択希望制集計結果についてご報告いたします。

資料ナンバー2をご覧ください。学校選択希望票につきましては、対象のご家庭に10月6日に発送いたしまして、11月7日締め切りで、今回取りまとめたものでございます。表の見方でございますが、一番上の御成門小学校を例にとりますと、御成門小学校の通学区域からの入学予定者数が57名、通学区域外から御成門小学校を選択した方が9名、合計66名が現時点での入学希望者数ということでございます。受入れ上限数は60名でございますが、これまでの入学率や転出入の状況を基に推計した結果、受入れることが可能ということで抽選は行いません。

次の芝小学校でございます。通学区域内からの入学予定者数は47名、通学区域外から芝小学校を選択した方が45名で、合計92名が現時点での入学希望者数となっております。受入れ上限数は60名でございますので、芝小学校につきましては、これまでの傾向を踏まえましても受入れ上限数を大幅に上回ることが見込まれるということから、通学区域外からの希望者につきまして抽選を実施することといたします。

なお、小学校の場合、通学区域外の希望者の方のうち、既にお兄さん、お姉さんが芝小学校に在籍している場合は、兄弟優先枠ということで優先してございますので、このうちの11名につきましては抽選の対象外といたします。

このように、各校におきまして入学予定者数を推計いたしまして、結果といたしまして、小学校では今申し上げた芝小学校と本村小学校、中学校では三田中学校と高松中学校の合計4校が抽選の対象校となります。

なお、箕小学校につきましては、新入学におきます通学区域内の入学者数が70人を上回ることが予想されてございます。このため、受入れ上限数を当初60人2学級としていたところですが、90人3学級に変更してございます。

入学予定者数につきましては、抽選を実施した場合におきましても、今後、住所変更ですとか、私立学校への入学等により変化する場合がありますと推測してございます。参考資料として昨年度の同時期の集計表をおつけいたしましたので、ご覧いただければと思います。

なお、抽選実施校の抽選につきましては、12月7日水曜日、小学校が午前10時から、中学校は午後1時30分から、港区役所の9階大会議室で公開のもと行います。その後、1月中旬に各ご家庭に就学通知書を発送いたしまして、正式に就学決定することといたします。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 質問ではないのですが、東町小が通学区域外から16名ということで、今まで東町小は通学区域外からはあまり来ていなかったのですが、今回16名というのは非常に喜ばしいことで、国際学級の実施や、私立保育園の誘致などの効果だと思うのです。この通学区域外から16名というのはどのように評価しているのでしょうか。

○学務課長 今委員ご指摘のとおり、国際学級の話もございますが、先日行われた説明会に非常に多くの方が来られたというのは私も実感してございます。国際学級もちろんそうなのですが、校長先生から東町小の魅力ということもお話をされておりましたのが、参加した方の心に届いたのかなと感じてございます。

○澤委員 港南小学校が受入れ上限数190ということは、6クラスということですよね。

○学務課長 想定学級数6で190の上限数としております。

○澤委員 あそこは6クラスでも大丈夫だったのですか。

○学務課長 基本は各学年5クラスの30クラスは確保できるということですので、当面、全学年が5クラスになるまでは可能ではございますが、今後このような状況が続けば何らかの対応が必要かと考えてございます。

○澤委員 港南中学校は、去年までは、ひところよりはちょっと増えたのかなと思うのですが、今年は去年に比べると、倍とは言いませんけれども増えましたよね。例年に比べて大幅に増えてくれたというのはすごくありがたいことです。何か理由はありますか。

○学務課長 私の知らないところでも日々の学校の活動があるかと思いますが、7月にございました中学校の合同説明会の中でのアンケートでも、実は、「港南中学校の校長先生のお話が非常に良かった」という意見は幾つかございましたので、やはり説明会の効果もあるのかなと考えてございます。

○澤委員 分かりました。ありがとうございます。

○半田委員長 他にございますでしょうか。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

3 港区スポーツセンターの耐震補強等工事について

○半田委員長 次に、「港区スポーツセンターの耐震補強等工事について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー3「スポーツセンター耐震補強等工事について」をご説明いたします。

東日本大震災を契機といたしまして、区では区民の安全・安心の確保の観点から見直しを進めております。スポーツセンターにつきましても見直しを行いまして、応急的、暫定的な対策として、現スポーツセンターの耐震性を強化する工事等を実施することといたしました。東日本大震災による施設計画の見直しについてでございますけれども、経過とともに若干ご説明をさせていただきます。

港区スポーツセンターにつきましては、昭和50年3月に開設をしております36年がたっております。現基本計画におきましては、改築が必要な施設ということで、24年度末の竣工を目指して、田町駅東口北地区公共公益施設内に新たなスポーツセンターの建設の計画を進めてまいりました。しかしながら、3月11日の東日本大震災により、区では、これまでの計画について区民の安全・安心を最優先とするということで、防災機能の充実・強化の観点から、事務事業や計画中の公共公益施設について見直しを行ったものでございます。この結果、田町駅東口北地区公共公益施設新スポーツセンターの計画につきましては、防災機能の強化などの観点から設計の見直しを行いました。これは現在も行っております。その結果、新スポーツセンターにつきましては、来年度24年度から工事に取りかかり、平成25年度中の完成を目指しますということで動き出す予定になっておりますけれども、現在は、完成時期が当初の25年度末よりも1年程度と遅れることとなっております。

スポーツセンターの耐震性強化の検討でございますが、スポーツセンターは年間約50万人、1日1,500人が利用する大変利用の高い施設でございます。このように多くの区民が利用するスポーツセンターにつきましても、東日本大震災を契機として、区として改めて区民の安全・安心の確保の観点から検討を行いました。

検討に当たりましては、使用期間が2年ということで、費用対効果が高く効率的に耐震性を強化できる方法を検討するとともに、例えば、施設を長く休館にするといったことを極力招かないような方法ということで検討を行っております。また、新スポーツセンターの改築が1年遅れたということで、平成25年度に開催する第68回国民体育大会を現在のスポーツセンターで実施することになりましたので、この国民体育大会の開催を念頭において、競技実施について必要な改修も合わせて検討を行っております。

裏面をご覧ください。改修の内容は概ね3点に分かれております。一つは、耐震補強工事（耐震性の強化）でございます。現在、アリーナ棟及び中央棟のIS値ですが、これは昭和56年の新しい耐震性能を定めた建築基準法より以前に建てられた建物について、その耐震性の数値を表現するものでございますけれども、一般的には0.60の数値が必要というふうに定められているのですが、現在のアリーナ棟が一番低いところが0.46、中央棟のIS値が一番低いところが0.38という数値になってございます。これをできるだけ高めるような方策をとりまして、アリーナ棟につきましては0.60、中央棟のIS値につきましては0.51へと高めて、耐震性を向上させ

る補強工事を行いたいと考えております。

現在、区有施設に適用されておりますI S値は0.60の1.25倍ということで0.75という数値を使っておりますけれども、一般的に耐震基準として使用されているI S値0.60に限りなく近づけるということで、今、考えているところでございます。この工事につきましては、例えばアリーナ棟ではI S値が特に低いところがございますが、そういったところの数値を高めて、建物全体のバランスをとって、弱いところに力が集中しない、そして倒壊しにくい建物構造を目指すこととしております。なお、耐震補強の工事につきましては、施設の使用を継続しながら実施することを予定しています。

二つ目は、アリーナの天井改修工事です。東日本大震災では、大きなホールなどの天井落下の被害が多く報告されております。スポーツセンターについても、アリーナの天井構造を確認した結果、天井材にALC板（発砲コンクリート板）が使用されております。これは、コンクリートの中に泡を入れまして軽量化を図るということで、そういった板を使用されています。この板が1枚117キロございますが、これが5枚1セットで3メートル×3メートルの上に設置されているというような状況になっております。このALC板というのは、気泡が入っている分軽いのですが、強度はそれほど強くないということで、天井材落下の危険性が危惧される構造であるということが分かりました。このままですと、地震が発生して破損した天井材が床まで落ちてくるというようなことが想定されますので、床まで落ちてこないように天井の下に落下防止用ネットを設置するといった改修を行いたいと思っております。

この天井改修工事につきましては、アリーナの施設を休場とする必要がございますので、比較的に利用の少ない夏の時期を選びまして短期間で実施をしたいと考えております。

3番目は、アリーナに関する改修でございます。まず一つ目は床の改修工事でございます。二つ目が音響設備の改修工事でございます。これは、アリーナの天井改修と同時に実施をしたいと考えております。アリーナの床の改修工事につきましては、これまで平成18年度に一部改修工事を行っております。このときには大体3分の1ぐらいの板を張りかえて改修工事を行っておりますが、その後、経年劣化で破損箇所、それから、反りや浮きがあるような場所も目立ってきておりますので、床材を交換するとともに、床と床のすき間を埋めるなど、安全に使用できる改修工事を行いたいと思っております。また、アリーナの音響設備についてでございますが、設備的には大変ひどい状態になっております。アリーナで大会等が開かれたときに、行った方はよくご存じかと思いますが、音が割れたりしてなかなか聞き取りづらい状況でございます。これは、使用頻度が大変高い設備で、私ども施設管理者としてはアリーナを貸し出す際の標準装備として良好な状況を保っておく必要がございますので、これも同時に改修工事をしたいというふうに思っております。次のページをご覧ください。3「工事箇所」でございますが、3枚目以降についているところで若干簡単にご説明させていただきます。まず、最初についているA4の「アリーナ棟」と書いてあるところでございますが、これはアリーナの下にある駐車場でございます。若干下においていくような駐車場で、その駐車場の2カ所に壁をつくって耐震性を高くするという工事の箇所を示しております。それか

ら、次にA3のものが2枚ついてございますけれども、オレンジ色に塗ってあるところが補強を考えているところでございます。まず、ホールの入り口、これはアリーナの入入口、広い階段がある両わきでございますが、ここはガラスの壁になっておりまして、ここを補強するという形でございます。また、中央棟、これは玄関部分でございますが、吹き抜けになっております。吹き抜けのところは力が大変弱いということで、柱だけの構造のところ壁を入れるということを想定しております。また、アリーナの床の改修部分は床全面ということで対象にしているものでございます。3枚目をご覧ください。補強位置につきましては、アリーナの道路沿いのところとランニングコースの裏側のところの2カ所を予定しております。また、中央棟につきましては、やはり吹き抜けの2階部分で、柱だけの部分に壁を入れて補強するという内容になってございます。また、天井につきましてはグリーンで塗ってありますが、アリーナの天井一面を落下防止の工事をしたいと考えております。3枚目の「工事の経費」でございます。まず、設計委託の費用が約1,250万円程度、工事費用につきましては、概算でございますが、アリーナと中央棟の耐震補強工事で約1億円、それから、天井の改修工事で9,000万円、床等改修工事費で650万円ぐらいを予定しているものでございます。

区議会第4回定例会でこの耐震補強工事の設計の委託費用につきまして補正予算案ということで提出いたしますので、本日この場でご報告をするものでございます。スケジュールをご覧いただきますと、11月、耐震補強工事等設計費用の補正予算案を提出、それから、それが通りました後に耐震補強工事等の設計委託契約を行いまして、来年6月から12月にかけて耐震補強工事、また、夏場の1カ月半ぐらいアリーナを休場いたしまして、天井、床、音響の改修工事を実施するものでございます。報告は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 当初は、平成25年度に開催する国民体育大会に間に合うように、新しいスポーツセンターが出来るという予定だったのですか。

○生涯学習推進課長 そのとおりでございます。

○澤委員 それが間に合わなくなった。それで、今のところでやらざるを得ない。そういうことですね。

○生涯学習推進課長 もともとこの計画はだいぶ前から進んでおりましたので、新スポーツセンターで実施出来るものというふうに思っておりまして、なぎなたの競技会場ということで申請をしておりました。

○澤委員 できなかったから、なぎなたの会場は港区ではなくなるということではないですね。

○生涯学習推進課長 東京都を通じてなぎなた競技の会場の候補地として手を挙げたときに、「もしかしたら間に合わないかもしれない。その場合は旧スポーツセンターで実施をすることもある」ということで申請はしてございました。

○澤委員 なるほど。そのためには、その音響設備もきちんとやっておかないとみっともないということですね。

○生涯学習推進課長 もちろん、国体もごさいますけれども、日々の利用では大変ご不便をかけております。

○澤委員 いずれにしても、トータルで2億2,000万円ぐらいかかる工事ですけれども、国体ということもあるし、もちろん、区民の皆さんの安全ということで大事なことだと思います。ありがとうございます。

○綱川委員 たしか、ここはバリアフリー化が遅れていたと思うのですが、国体に合わせて、このバリアフリー化というのは今回入れておこなうのですか。

○生涯学習推進課長 これはもう、安全・安心の部分を最優先にしております。もちろん、バリアフリーで、例えば洋式トイレの設置だとか、いろいろごさいますけれども、一時的に大量の方がお入りになるときの設置ということでは、レンタル等の対応ももちろんできますので、車椅子でもアリーナまでは十分入れるような構造になっております。

○綱川委員 ありがとうございます。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。
議事の運営上、ここで委員会を休憩させていただきます。

(午後4時22分)

(休憩)

○半田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

(午後4時26分)

○半田委員長 審議事項の追加の申し出が1件ございました。本日の日程に追加することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○半田委員長 ご異議なきものと認め、本日の日程に審議事項を1件追加します。

追加日程 審議事項

議案第77号 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○半田委員長 では、議案第77号、「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議題となりました議案第77号、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案資料ナンバー3をご覧ください。

去る10月28日に特別区人事委員会から出されました勧告につきましては、前回の当委員会において概要をご報告申し上げたところでございます。この勧告を受けまして、特別区区長会は、勧告に沿った対応が必要と判断いたしまして、職員団体に提案、交渉の結果、11月17日に妥結いたしましたので、条例の一部改正をお願いするものでございます。

資料の最後のページをご覧ください。中ほどに改正理由を記してございます。特別区人事委員会

勧告に基づき、幼稚園教育職員給料表を改定するとともに、給与改定差額について所要の調整を行う必要があるため、改正をお願いするものでございます。

資料の最初から7枚目をご覧ください。条例の新旧対照表でございます。これに基づいてご説明申し上げます。上段が改正案、下段が現行になっております。

改正する点は、まず、別表第1、これは幼稚園教育職員の給料表でございますが、新旧対照表の4ページをご覧ください。4ページから7ページまでが改正案、さらに8ページから11ページまでが現行の給料表になっております。この現行の給料表を改正案のとおり改正するというものでございます。細かい数字が並んでおりまして分かりにくいのですが、各級、号、それぞれ所要の改正で、減額の金額が一番少ないところは現行と同額として据え置いてございますが、減額幅が一番大きいところは月額1,000円の減額となっております。

新旧対照表の1ページ目にお戻りください。付則でございます。第1項で、平成24年1月1日から施行するとしております。施行期日を定めたものでございます。第2項は、年度の途中で昇格・昇任した職員に対する調整措置でございます。第3項は、民間企業との均衡を保つために設けた調整措置でございまして、改正後の条例が24年1月1日から施行されることに伴い、その前年の4月から12月までに旧条例に基づいて支払われた給与をそのままにしますと、民間給与よりも多く支給することになりますので、その部分を差し引く必要がございます。それを年度末の期末手当から調整するという内容になっております。付則第4項は、年度の途中で他の区等から港区職員になった職員、それから、付則第5項は、育児短時間勤務を承認された職員に関する調整措置でございます。また、付則第6項は委任の規定でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 これは10月の教育委員会臨時会において幼稚園教育職員の給与に対するものとしてご説明いただいた案件を、その後、組合との間で妥結して、こう決まったという内容ですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。

○小島委員 そうすると、前に説明した内容と同じですね。

○庶務課長 内容は、前回ご説明した内容と同じでございます。

○澤委員 前回、コンマ2%ということで、初任者は据え置くということですが、この数値は確かに変わっていない。その初任者を据え置くというのは、従来もそういう措置ですか。前回の委員会では、このところ10年ぐらい据え置きか、ずっと減額だという話があったのですが、そのときの初任者というのは常に据え置かれていましたか。

○庶務課長 はい。特別区の人事委員会では、民間の初任給もあわせて調査をしております、それとの比較において、差がなければそのまま据え置く、差があれば見直すこととなります。

○澤委員 では、これも民間が初任給はほとんど変えていないので、その結果ということですね。分かりました。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第77号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第77号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

「閉会」

○半田委員長 庶務課長、その他何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長 それでは、これもちまして閉会いたします。

次回は、12月13日火曜日、午後3時00分からの予定です。よろしくお願いいたします。本日はお疲れさまでございました。

(午後4時30分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 半田 吉 恵

港区教育委員会委員 澤 孝 一 郎